

令和7年度茨城県医療的ケア児施設開設準備支援事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、在宅の医療的ケア児を介護する家族の負担軽減や在宅サービスの充実を図ることを目的として、医療的ケア児の受入体制の整備、受入拡充を行う医療型短期入所事業所、福祉型強化短期入所事業所及び重症心身障害児を受け入れる障害児通所支援事業所の設置者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療型短期入所事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定を受けた同法第5条第8項に規定する短期入所を実施する医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設を言う。
- (2) 福祉型強化短期入所事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に規定される別表第7の1イ(5)から(10)までに規定される「福祉型強化短期入所サービス費」を算定する事業所とする。
- (3) 重症心身障害児を受け入れる障害児通所支援事業所 児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第21条の5の3第1項の規定による指定を受けた同法第21条の5の2に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービスのうち、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号。）に規定される別表第1の1ハに規定される「法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合」または別表第3の1ロに規定される「主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合」を算定する事業所とする。
- (4) 医療的ケア児 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項で規定される児童をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、県内の医療型短期入所事業所、福祉型強化短期入所事業所及び重症心身障害児を受け入れる障害児通所支援事業所の設置者（当該事業所を

新たに設置しようとする者を含む。)が実施主体となり、当該年度中に医療的ケア児の新たな受け入れ（新規開設事業所の場合）又は既存事業所の受け入れ定員の拡大を目的として、これに必要な施設整備、設備整備、備品購入を行う事業とする。ただし、既存の補助制度で対象とされている事業は対象外とする。

（補助対象経費及び補助額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費、補助限度額及び補助率は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助限度額	補助率
(1) 施設整備費 医療的ケア児の新たな受け入れ又は受け入れ定員の拡大に必要となる建物のバリアフリー化のために要する費用（工事事務費は除く。） (2) 設備整備費 医療的ケア児の新たな受け入れ又は受け入れ定員の拡大に必要となる設備整備に要する費用（設置工事費を含み、工事事務費は除く。） (3) 備品購入費 医療的ケア児の新たな受け入れ又は受け入れ定員の拡大に必要となる送迎用自動車や備品購入に要する費用（主として建物内で使用する備品に限り、その設置費用を含む。） ・ テレビ、事務机、職員の業務効率化のためのパソコンなど、医療的ケア児の支援に直接関係しない設備等は対象外とする。 ・ 自動車取得時の自動車登録諸経費（自動車税、重量税、取得税、保険料、登録代行料、納車経費及びこれらに係る消費税等）は対象外とする。	1 事業所当たり 1,000 千円	1 / 2

（補助対象者）

第5条 補助対象者は、自己又はその役員が、次のいずれかに該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団を言う。）
- (2) 暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員を言う。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者

- 2 補助対象者は、茨城県税並びに消費税及び地方消費税に未納がある者であってはならない。

(交付の算定方法)

第6条 補助金の交付額は、第4条の補助対象経費欄に定める対象経費の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第4条の補助率欄に定める補助率を乗じて得た額とし、補助限度額は、一事業所当たり 1,000 千円とする。

ただし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、前条の交付申請があったときは、当該申請に係る事項等を審査し、補助金を交付決定すべきものと認めたときは、補助金の交付決定を行う。

- 2 補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(申請の取り下げ期間)

第9条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から起算して15日以内とする。

(変更の承認等)

第10条 規則第7条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更（対象経費ごとの補助対象経費の額の20パーセントを超えない額の変更）については、この限りでない。

(補助事業の中止等)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により知事の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(交付の条件)

第 12 条 この補助金の交付には、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用が増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用が増加した設備で価格が 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、知事の承認を受けないで、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、その期間は、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定めた期間と同等の期間とする。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることができる。
- (3) 補助事業により取得し、または効用が増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除額が確定した場合は、消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書（様式第 4 号）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、この場合において、当該仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (5) 補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。
- (6) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど茨城県が行う契約手続きの取り扱いに準拠しなければならない。

(状況報告)

第 13 条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払請求)

第 14 条 知事は、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金交付決定額の 90 パーセント以内の額を概算払することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由を記載した概算払請求書を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

2 前条の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出する際に、概算払精算書(茨城県財務規則の規定による帳票の様式(平成5年茨城県告示第404号)様式第102号)を併せて提出しなければならない。

(決定の取消)

第16条 知事は、補助事業者が、補助金を他の用途に使用し、その他法令等又は知事の指示に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第17条 知事は補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、必要な報告を求め、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付に関し虚偽の行為があったとき。

(2) 交付決定に付した条件に違反したとき。

(補助金の額の確定の通知)

第18条 補助金の額の確定の通知は、補助金確定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(その他必要な事項)

第19条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。